平成２３年（フ）第５４８号
長崎県長崎市浜口町12番５号　浜口フードセンタービル308号
債務者　谷口　清美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
宮崎市波島２丁目８番23号
債務者　園田　敦司
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９号
宮崎県宮崎市清武町今泉甲3817番地17
債務者　長友　美和
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１３号
福島県須賀川市堀底町41番地
債務者　生方　幸江（旧姓添田）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
福島県郡山市横塚６丁目２番３号　コーポおもだか102号
債務者　星　　貴寛
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１号
福井県小浜市生守第10号51番地
債務者　竹村　勝規
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１３号
福井県敦賀市新松島町１番29―３号
債務者　吉川　令子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第６１号
愛知県海部郡蟹江町本町10丁目７番地　ハイツヴィングＡ202号
債務者　石倉佳代子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県たつの市揖保町松原148番地
債務者　寺脇　美佳
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１２号
広島県福山市神村町1068番地14
債務者　岩井　幸枝
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４号
広島県福山市吉津町１番23―302号
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５号
徳島県阿波市阿波町南整理96番地１、旧住所徳島県阿波市阿波町西柴生87番地１
債務者　山口智恵子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０８号
徳島県鳴門市大津町木津野字北の越25番地３
債務者　松浦　一志
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川2346番地大人坂本団地2010号
債務者　瀬沼　俊明
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６号
富山県中新川郡上市町森尻704　つるぎの庭、住民票上の住所富山県魚津市大海寺新672番地10
債務者　油本　哲雄
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
富山市稲荷元町２丁目７番10―321号　サンシャイン88、前住所富山市大泉1559番地　ハイツ上島Ａ203号
債務者　上田　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
山口県下松市栄町３丁目３番11号
債務者　木村　正幸
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１５４号
山口県下松市栄町３丁目３番11号
債務者　木村　市子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　山口地方裁判所周南支部